



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和3年3月29日
京都市環境政策局
〔担当：地球温暖化対策室〕
〔電話：222-4555〕

事業者排出量削減計画書制度における特定事業者の第四計画期間計画書 取りまとめ結果について

京都市では、市域における温室効果ガス排出量を削減するため、京都市地球温暖化対策条例に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約1／4を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の自主的な排出量削減を図ることを目的として、特定事業者等から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公表を行う「事業者排出量削減計画書制度（別紙1）」を運用しています。

この度、第四計画期間（令和2～4年度）における計画書を取りまとめましたので、お知らせします。

1 温室効果ガス排出量削減計画

計画書の提出があった136事業者の温室効果ガス排出量を集計した結果、第四計画期間の排出量削減計画は、表1のとおりとなりました。

期間中の事業者全体の総排出量（年平均値）は約156.6万トンで、基準年度から6.7%削減する計画となっています。

また、部門別では業務部門5.4%，産業部門10.8%，運輸部門4.6%の削減となり、全ての部門において制度で定める目標削減率（業務3%，産業2%，運輸1%）を達成する計画となっています。

表1 特定事業者の温室効果ガス排出量削減計画（第四計画期間）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量 (万トン-CO ₂)		基準年度排出量から の増減割合 (%)
		基準年度	計画排出量	
合計	136	167.9	156.6	▲6.7
業務部門	82	103.1	97.5	▲5.4
産業部門	33	45.2	40.3	▲10.8
運輸部門	21	19.6	18.7	▲4.6

注 各数値の計と合計及び割合は、小数第二位以下を四捨五入しているため、一致しない場合があります。

2 総合評価結果

提出された計画書を基に本市が総合評価を実施した結果、部門別の内訳は表2のとおりとなりました。136事業者の中、約7割がA評価以上の計画となっています。また、S評価事業者（18者）は、表3のとおりです。

表2 第四計画期間の計画評価ごとの事業者数一覧 (単位:者)

部門	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
業務	10	45	12	15	0	82
産業	4	19	4	6	0	33
運輸	4	13	2	2	0	21
合計	18	77	18	23	0	136

表3 第四計画期間の計画書S評価事業者一覧 (五十音順)

部門	事業者名	
業務	イズミヤ株式会社	株式会社京都銀行
	京都市	京都市上下水道局
	京都信用金庫	京都中央信用金庫
	株式会社京都東急ホテル	医療法人財団康生会
	学校法人真宗大谷学園	日本生命保険相互会社
産業	三洋化成工業株式会社	株式会社J O L E D
	日本電産株式会社	三菱自動車工業株式会社
運輸	京都市交通局	京都バス株式会社
	近畿日本鉄道株式会社	洛陽交運株式会社

< S評価 >

制度の目標削減率を2倍以上達成する計画であり、かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減及び重点対策実施率においても優れた計画である事業者

< A評価 >

制度の目標削減率を達成する計画である事業者

< B評価 >

制度の目標削減率が未達成の計画であるが、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減、重点対策実施率等で一定以上の計画である事業者

< C評価 >

制度の目標削減率が未達成の計画である事業者

< D評価 >

エネルギー使用量の把握、排出量削減の目標設定等ができていない事業者

○ 部門別の主な排出量削減の取組

<業務部門>

- ・太陽光発電設備及び蓄電池の導入
- ・森林保全活動の推進
- ・高効率設備への更新

<産業部門>

- ・組織的な省エネ・環境保全活動の推進
- ・使用時・廃棄時のCO₂削減に貢献する製品の開発・製造

<運輸部門>

- ・エコドライブの実践、低燃費車両への入れ替え、効率的な運転管理
- ・省エネ機器、設備の導入
- ・警察等と協力した道路の交通環境の改善

3 報告書類の公表

提出された報告書は、本市の地球温暖化対策室ホームページに公表します。

(ホームページURL)

提出書類等の公表について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000281746.html>

事業者排出量削減計画書制度の概要

1 特定事業者の該当要件

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者
	鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいづれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

2 事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第二 計画期間	② 計画書	②-26 報告書	②-27 報告書	②-28 報告書						
第三 計画期間				③ 計画書	③-29 報告書	③-30 報告書	③-1 報告書			
第四 計画期間							④ 計画書	④-2 報告書	④-3 報告書	④-4 報告書

3 事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価

- ・本制度では計画期間ごとに、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量等に基づき評価を行います。
- ・評価は「S」「A」「B」「C」「D」の5段階としています。（S評価が最も良い評価です。）
- ・第一計画期間及び第二計画期間はこれまでの評価結果、第三計画期間は暫定評価です。

<評価の概要>

